「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を 改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備等に関する省令案等」に対する意見

平成29年2月10日日本商工会議所

1. 分野横断的事項

(1) 価格目標と調達価格を設定する際の勘案について

該当資料・主な掲載ページ			
意見募集 の概要	調達価格等 算定委員会 報告書(案)	意見	理由
		● 価格目標の示し方に記載があるように、今後、 調達価格等算定委員会において海外・国内双方 の発電コストに関する動向等を分析し、必要な 場合は買取価格目標を機動的かつ柔軟に見直 すべきである。	▶ 海外・国内の双方におけるコスト動向等により、将来の買取価格目標とその時点における適正な買取価格との間に乖離が発生する可能性がある。目標と実勢価格との乖離を放置した場合、根拠に乏しい国民負担が発生し、「国民負担の抑制」が実現できない恐れがある。
12	4	● 調達価格等算定委員会の検討の視点の軸足を これまでの過去のコストデータ重視から将来 の目標達成へと変えることが必要である。	▶ 今後の調達価格等算定委員会において調達価格等について議論する際、実際に要した過去のコストデータはあくまで参考と位置づけ、買取価格目標を達成することに軸を置いた議論を行うことが、発電事業者やメーカー等によるコスト低減に向けた動きを加速すると考える。

(2)複数年度の調達価格等の設定について

該当資料・主な掲載ページ			
意見募集 の概要	調達価格等 算定委員会 報告書(案)	意見	理由
		● 知法师物於於ウチ艮人とよい、不法別 同也却上	> 海州 国中の辺土におけてニューの利力がによ
9	4	● 調達価格等算定委員会において海外・国内双方 の発電コストに関する動向等を分析し、あらか じめ決めた将来の買取価格がその時点で適正 なのかどうかを検証し、必要な場合には将来の 買取価格を見直すことができる仕組みにもし ておく必要がある。	り、将来の買取価格とその時点における適正な

<u>(3)リプレースについて</u>

該当資料・主な掲載ページ				
意見募集	調達価格等	意見		理由
の概要	算定委員会	心		在山
0万城安	報告書 (案)			
		● リプレースの調達価格区分の新設にあたって	>	再生可能エネルギーの電源としての自立化を
		は、買取期間を新規案件よりも短くすることが		促進するためには、買取期間中に自らの力だけ
		電源としての自立化促進と国民負担抑制に繋		でビジネスとして成り立つ基盤を備えること
		がるか可能性の有無を検討するべきである。		が重要である。
		● リプレース案件に適用される内部収益率(IR	► そのような努力を促すとともに、国民負担抑制	そのような努力を促すとともに、国民負担抑制
		R)は、国民負担抑制の観点を踏まえ、報告書		効果を高めるためには、買取価格を新規案件よ
		(案)に記載されている数字よりも更に引き下		りも低い価格に設定するだけではなく、買取期
		げるべきである。		間の短縮化、内部収益率(IRR)の更なる引
9	6	● 仮に今後、リプレースの調達価格区分を新設す		き下げ、対象電源の限定、必要性が薄くなった
		る場合には、電源としての自立化促進の観点か		際の迅速な区分廃止により、早期の自立化を促
		ら、対象となる電源の選択を慎重に行うべきで		進することが必要である。
		ある。		
		● 一旦リプレースの調達価格区分を新設した電		
		源についても、自立化の目途が立ったと判断で		
		きる状況になった際には、速やかに当該区分を		
		廃止するべきである。		

(4) 利潤配慮期間終了後のIRR(内部収益率)の扱いについて

該当資料・主な掲載ページ			
意見募集	調達価格等	意見	理由
の概要	算定委員会	,3.90	
	報告書(案)		
_	7	 再生可能エネルギー発電事業者による適切なビジネスリスク負担の下での「再エネ最大限の導入と国民負担抑制の両立」を実現するため、調達価格算定時に利用する内部収益率は、据え置きとせず、すべての電源において引き下げを検討するべきである。 特に、バイオマスなど、認定量がエネルギーミックスで掲げた 2030 年時点での導入見込量に近づいてきた電源については、内部収益率の引き下げを行うべきである。 	 ▶ 事業者は商品・サービスの市場動向を注視して 先々の見通しを立て、自らの能力・リスクの下 で、将来においても売り上げを確保するための 投資などの経営判断を行っている。内部収益率 の存在は、再生可能エネルギー発電事業者に対 し、すべての国民が負担している賦課金を基に ビジネスリスクを極小化して安定的な経営を 約束している。 ▶ 平成28年度の賦課金の見通しが約1兆8千億 円に達し、毎年積み上がる仕組みであることか ら来年度も確実に賦課金負担が増加する状況 を鑑みて、一般的な感覚では受け入れることが できない国民負担によるビジネスリスク極小 化を現状のまま看過することはできない。

(5)調達価格を算定する際のコストデータについて

該当資料・主な掲載ページ			
意見募集	調達価格等	意見	理由
の概要	算定委員会	,,_	
071% <u>Q</u>	報告書(案)		
		● 将来の調達価格を決定する際、再生可能エネル	▶ 再生可能エネルギー発電事業者から提出され
		ギー発電事業者から提出されたコストデータ	たコストデータはあくまで過去の実績であり、
		はあくまで参考と位置づけ、日本や海外におけ	技術開発や経済情勢等によるコストダウンの
		る技術動向や専門機関等が公表する見通し等	可能性は含まれていない。過去のコストとそれ
_	8	を基に、今後の価格低減ポテンシャル等を緻密	を基に決定された新しい調達価格が適用され
		に分析し、その結果を織り込んだ想定コストを	ている期間における実際のコストの間に大き
		参照するべきである。	な乖離が発生した場合、根拠に乏しい国民負担
			の増大に繋がり、「国民負担の抑制」が実現で
			きない可能性が高まるのは問題である。

2. 分野別事項

(1) 10kW 以上の太陽光発電に関する運転開始期限を超過した場合の取り扱いについて

該当資料・主な掲載ページ			
意見募集 の概要	調達価格等 算定委員会 報告書(案)	意見	理由
15	20	● 10kW以上の太陽光発電を対象に導入される運転開始期限 (FIT認定から3年以内)を超過した場合、調達期間短縮幅を「超過期間分だけ月単位」ではなく、例えば超過期間が1年未満の場合は1年、1年から2年の間は2年というように、実際の超過期間よりも長く設定し(例えば年単位に切り上げ)、運転開始期限設定の効果を高めるべきである。	▶ 運転開始期限の設定は、未稼働案件の発生防止 および国民負担抑制に寄与する仕組みとして 期待しているが、発電事業者による運転開始の 可能な限りの早期化を促し、制度としての効果 をより高めるため、ペナルティである調達期間 の短縮幅をより長くすることを検討するべき である。

(2)入札制度について

該当資料・主な掲載ページ			
意見募集 の概要	調達価格等 算定委員会 報告書(案)	意見	理由
14	52、53	● 入札全体の募集容量や上限価格は、過去の太陽光発電のFIT認定容量の動向だけではなく、安価で安定的な電力供給の観点から検討するべきである。	▶ 再生可能エネルギーの導入促進と国民負担の 抑制を最適な形で両立するためには、再生可 能エネルギー電源ごとの適切な割合、全体の 募集容量が決まっている中エリア間での適正
_	_	● 入札結果の検証に際しては、国民負担抑制に効果があったのか、導入量のコントロールに寄与したのか、募集容量や上限価格は適正であったのか、エリア内の需給バランスは適正に維持されたのか等の観点から幅広く検証を行い、必要な場合は見直しを行うべきである。	な入札量の配分、導入量・認定量、および国 民負担額等の状況を十分に勘案し「コントロール」する必要がある。 入札制度は、大規模な導入と買取額(国民による賦課金負担)の膨張の可能性がある事業 用太陽光について、買取価格の低減を通じて 発電事業者が得る利益やビジネスとしての魅力の適正化をもたらし、国民負担抑制や認定申請件数・出力の低下に繋がる効果が期待できる。その実効性を高めるためには、調達価格等算定委員会における募集容量や上限価格の慎重な検討・設定が極めて重要である。

3. その他

該当資料・主な掲載ページ			
意見募集	調達価格等	意見	理由
の概要	算定委員会	心无	- 生田
の似安	報告書(案)		
		 ● 調達価格等算定委員会において、新しいFIT	▶ 今回の制度改正の趣旨である「再エネ最大限の
		制度運用開始後の国民負担の推移を検証し、新	導入と国民負担抑制の両立」を実現させるため
		制度が掲げた「国民負担の抑制」が果たされな	には、調達価格等算定委員会における新制度導
		いと判断される場合、調達価格等算定委員会の	入効果の検証、必要な場合の改善策の実行が重
_	_	議論を待たずに、再生可能エネルギー特別措置	要である。そのうち、「国民負担の抑制」に関
		法第3条第1項、同法第3条第10項を活用し	わるものは、効果が極めて限定的であることが
		て機動的な調達価格等の見直しを断行する選	顕在化してから改善策の実行までの所要期間
		択肢を排除するべきではない。	が、国民負担をどれだけ抑えることができるか
			どうかのカギを握る。

(2)適切な情報開示の実施

該当資料・主な掲載ページ			
意見募集 の概要	調達価格等 算定委員会 報告書(案)	意見	理由
_	_	 ● 再生可能エネルギーの認定・導入量を基にした 将来的な国民負担の試算および公表回数を増 やすべきである。 ● 買い取り対象となった電力を発電した企業の 名称やその量、買取金額等の情報を公開するこ とが必要である。 	➤ FIT制度は幅広くかつ長期にわたり国民全体に対し負担を求める制度であることから、今回の制度見直しの目的として「国民負担の抑制」を掲げていることも考慮し、将来の分も含めて、その負担程度や使途、効果について分かりやすく説明することにより、制度の透明性を高めるべきである。

(3)調達価格等算定委員会における多角的な視点からの議論

該当資料・主な掲載ページ			
意見募集	調達価格等	意見	理由
の概要	算定委員会	思光	生 由
の似安	報告書(案)		
		● 再生可能エネルギー特別措置法第72条の趣旨	▶ 電力は社会・経済活動の基礎を支える重要なイ
	_	を踏まえ、供給側の電気事業者、需要側の電力	ンフラであり、それに関わる主体はインフラサ
_		多消費業界団体など関係者や専門家等の資料	ービスを提供する側と受ける側に分かれると
		提出、会議出席等による協力を求め、多角的な	ともに、その維持・運用のために政府が果たす
		視点から議論を行うべきである。	役割も大きい。今回の制度改正の趣旨である
_		● 経営実態を踏まえた検討を行うため、調達価格	「再エネ最大限の導入と国民負担抑制の両立」
	_	等算定委員会に中小企業を含む産業界の電力	を図るためにも、供給側と需要側、政府の三者
		ユーザーの立場の委員を加えるべきである。	が一体となった議論を行うことが必要である。

(4)事業計画等を提出する際のエビデンス添付の義務化

該当資料・主な掲載ページ				
意見募集	調達価格等	意見		理由
の概要	算定委員会	思光		- 生田
07似安	報告書(案)			
		● 入札参加資格の審査や認定申請の際等に提出する事業計画等の書類に、当該書類の記述内容の正確性を担保するエビデンスの添付を義務づけるべきである。	A	発電事業者が政府に提出する書類等の情報に 虚偽が含まれていた場合、例えばその内容が調 達価格の算定に使われるものであれば、根拠に 乏しい国民負担の増加に繋がる恐れがある。 発電事業者が毎年提出している「再生可能エネ ルギー発電設備設置・運転費用年報」について も、現状では各費用項目に関する証憑書類の提
				出が不要とされており、虚偽報告を防ぐことは極めて難しい。

以 上